

自主防災組織防災計画

1 目的

この計画は、自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による、生命、財産の被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画の内容

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食給水に関する事。
- (9) 衛生処理に関する事。
- (10) 警備に関する事。
- (11) 災害時要援護者に関する事。
- (12) 一時避難場所に関する事。
- (13) 防災資機材に関する事。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時に応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別紙の自主防災組織の編成及び任務分担を定め実施する。

4 防災訓練

地震等の災害の発生に備えて、次の訓練を実施する。

- (1) 訓練の種類
訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。
- (2) 個別訓練
 - ア 情報収集受伝達訓練
 - イ 消火訓練
 - ウ 救出救護訓練

- エ 避難誘導訓練
- オ 給食訓練
- カ 給水訓練
- キ 地震動体験訓練
- ク 煙体験訓練
- ケ その他、各地域に必要とする訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練を併せて総合的に実施する。

(4) 訓練の時期及び方法等

- ア 総合訓練の回数は、年1回以上、個別訓練にあつては、随時実施する。
- イ 実施時期については、総会に諮り決定する。

5 情報の収集伝達対策

- (1) 被害状況等を把握し、連合災害対策本部及び防災機関等への伝達並びに関係機関等との連絡調整
- (2) 二次災害の防止のための呼びかけ
- (3) 生活に関する情報の収集及び住民への広報

6 出火防止及び初期消火対策

大規模地震時においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止と初期消火の徹底を図る。

(1) 出火防止

- ア 石油ストーブ、ガス器具等の火気使用器具の点検整備と、その周辺の整理整頓
- イ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及・啓発
- ウ 石油類、ベンジンなど危険物類の安全管理
- エ 避難時の電気ブレーカーの遮断
- オ その他建物等の落下、倒壊危険個所の確認

(2) 初期消火

- ア 家庭における消火器、水バケツの設置
- イ 街頭消火器の設置場所の確認
- ウ バケツリレー方式による消火活動の実践

7 救出救護対策

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出、救護を必要とする者がでた時は、自主防災組織や市で備えている防災資機材等を使って直ちに救出活動を行

う。また、救護活動も併せて実施する。

(2) 医療機関への搬送

救出救護班は、応急処置をした後、市が設置する仮設救護所へ搬送するが、負傷程度によっては付近の病院、医院への搬送も考える。

(3) 負傷者の救出救護が自主防災組織では困難な場合、連合災害対策本部や防災機関等に救助を求める。

8 避難対策

(1) 避難の勧告・指示

ア 市災害対策本部長（市長）からの避難勧告・指示が発令されたとき（住民への周知は、防災行政用無線、広報車、電話、ラジオ、テレビ等による）は、自主防災組織の防災本部長（自治会長）は、発令事項を周知し、避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。

イ 火災の延焼拡大等により、危険が迫っているにもかかわらず、市災害対策本部長（市長）から避難の勧告・指示がない場合で、自主防災組織で避難の必要があると判断した場合は、自主的な判断により避難する。ただし、避難した場合、その旨を連合災害対策本部に報告する。

(2) 避難誘導

ア 避難誘導班は、自主防災組織の防災本部長(自治会長)の指示に従い、住民を一時避難場所及び広域避難所へ避難させる。

イ 避難誘導する場合は、ハンドマイク等を用いて、人員を確かめ災害時要援護者に配慮した避難方法とし、避難誘導旗等を目印にして避難する。

(3) 避難路の確認

ア 自治会の各一時避難場所等から広域避難所までの避難路を、あらかじめ二つ以上決めておき、状況に応じた避難経路を選択する。

イ また、避難路の選定にあたっては、その経路を事前に調査し、日頃から歩いて危険個所等の有無を確認しておく。

(4) 避難経路

避難路は〇〇〇通り、ただし〇〇〇通りが通行不能の場合は、△△通りとする。（又は、「別紙、避難経路図のとおりとする」）

避難経路については、事前に地域住民に周知しておく。

9 給食給水対策

(1) 家庭では、食糧（米、缶詰等）、飲料水（一日一人3ℓを目安）等を3日分以上備蓄し、避難する時は備蓄品を携行する。

(2) 防災機関の救助活動が開始された場合は、その救援物資や飲料水等

の受入れや配分について協力する。

- (3) 自主防災組織又は広域避難所に保管しているろ水機を活用して飲料水の確保に努めるとともに、事前にその取扱いを習得し災害時に備える。
- (4) 地域にある井戸を事前に調査し、市の指定する災害用指定井戸やその他の井戸の所有者と協議し、災害時には井戸水の活用を考える。

10 衛生対策

災害時において、各家庭の便所は使用不能となることが考えられるので、その場合の排泄物、ごみ等の対策を検討し処理計画を確立する。

- (1) 仮設トイレ用資材の確保とその設置、消毒。
- (2) 家庭での水洗便所が使用不可能となった場合の対策を検討する。
- (3) ごみの分別を徹底し、ごみ処理や消毒の実施など環境衛生を図る。
- (4) 市による消毒作業の協力をする。

11 警備対策

災害時における周辺地域の状況(津波・河川・崖崩れ等)を監視するとともに、パニック及び流言飛語の防止並びに防犯警備を実施する。

12 防災知識の啓発活動

(1) 啓発事項

- ア 自主防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、風水害等の知識に関すること。
- ウ 地域周辺の地形や施設(例えば、広域避難所や一時避難場所)等に関すること。
- エ 家庭の防災知識に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 啓発方法

- ア 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 防災訓練、防災教室、講演会、映画(ビデオ)会等の開催
- ウ 家庭内におけるパンフレット等の掲示

(3) 実施時期

- ア 地域防災の日(毎月第1日曜日)
- イ 防災の日(9月1日)や防災週間中(8月30日～9月5日)
- ウ 防災とボランティアの日(1月17日)や防災とボランティア週間中(1月15～21日)
- エ 春(3月1～7日)と秋(11月9～15日)の火災予防運動期間中

オ 随時、計画を立て防災機関の指導を受けて実施

1 3 災害時要援護者対策

災害時において、災害時要援護者の避難やその後の生活については、地域住民の協力が必要不可欠となるため、日頃より、災害時要援護者の把握に努め、その対策を検討する。

また、優先的に広域避難所における避難生活ができるよう組織内で配慮する。

1 4 一時避難場所の運営

ア 地域内に指定するすべての一時避難場所には、必ず責任者を配置し、避難状況等の把握に努める。（この責任者の名称を「一時避難場所責任者」とする）

イ 住民の一時避難については、必ずしも指定する一時避難場所とは限らないため（車の中、自宅の庭先等）、一時避難場所に行かないものは、必ず一時避難場所責任者へ避難先等の情報を報告するよう、日頃より周知徹底を図る。

1 5 防災資機材の備蓄及び管理

防災資機材の備蓄及び管理については、計画的に実施し、特に動力機器を伴う資機材については、定期的に点検を行い、常に稼動できる状況を保つ。

***この計画書は、作成の一例です。**

***各自治会で実情に合わせて作成してください。**

